

日医発第845号（健Ⅱ）
令和8年7月31日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
黒瀬 巖
（公印省略）

標準治療終了前に実施するがん遺伝子パネル検査について

今般、厚生労働省より都道府県衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

今般、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」が令和8年7月30日付けで発出され、進行又は再発した固形がん患者に対して標準治療終了（見込みを含む。）前に実施する遺伝子パネル検査について、がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院については「保険診療上の枠組みや、保険外併用療養費制度を活用して実施できる体制を確保すること。」とし、がんゲノム医療連携拠点病院については「保険診療上の枠組みや、保険外併用療養費制度を活用して実施できる体制を確保することが望ましい。」と定められたところです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 30 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

標準治療終了前に実施するがん遺伝子パネル検査について

今般、都道府県衛生主管部（局）宛に、別添の「標準治療終了前に実施するがん遺伝子パネル検査について」（令和 8 年 7 月 30 日付け事務連絡）を、発出いたしました。

つきましては、内容を御了知いただくとともに、関係各位に広く周知する等、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 30 日

都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

標準治療終了前に実施するがん遺伝子パネル検査について

がんゲノム医療については、「がん対策基本法」（平成 18 年法律第 98 号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」に基づき、がんゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を構築するため、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、がんゲノム医療の中核となる拠点病院等（以下「がんゲノム医療中核拠点病院等」という。）の整備を進めてきたところである。

今般、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」（令和 8 年 7 月 30 日付け健生発 0730 第 3 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）を発出し、進行又は再発した固形がん患者に対して標準治療終了（見込みを含む。）前に実施するがん遺伝子パネル検査について、がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院については「保険診療上の枠組みや、保険外併用療養費制度を活用して実施できる体制を確保すること。」とし、がんゲノム医療連携病院については「保険診療上の枠組みや、保険外併用療養費制度を活用して実施できる体制を確保することが望ましい。」と定めたところである。

現在の保険診療においては、標準治療開始前を含む適切なタイミングで抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的としてがん遺伝子パネル検査を実施した場合、「D004-2 悪性腫瘍組織検査」等として診療報酬を算定することが可能である。なお、その後、標準治療の終了が見込まれると判断した患者に対し、エキスパートパネルを実施し、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合、「D006-19 がんゲノムプロファイリング」の「注 2」に基づき算定することとなる。

また、保険外併用療養費制度として、令和8年1月より先進医療Aにおいて「進行または再発した固形がん患者に対して標準治療終了前に実施する包括的ゲノムプロファイリング検査の臨床的有用性を評価する前向き研究（NCCH2409 FORESIGHT）」が開始されている。当該先進医療Aについては、「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準」（平成20年厚生労働省告示第129号）及び「先進医療技術「標準治療終了前におけるがんゲノムプロファイリング検査」に関する施設基準について」（令和7年12月26日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において示された施設基準を満たすがんゲノム医療中核拠点病院等において、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に適合するなど「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて」（平成28年3月4日付け医政発0304第2号・薬生発0304第2号・保発0304第16号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長及び保険局長連名通知）を踏まえ、所管地方厚生（支）局に届け出た施設において実施が可能である。

これらの概要については別紙のとおりである。

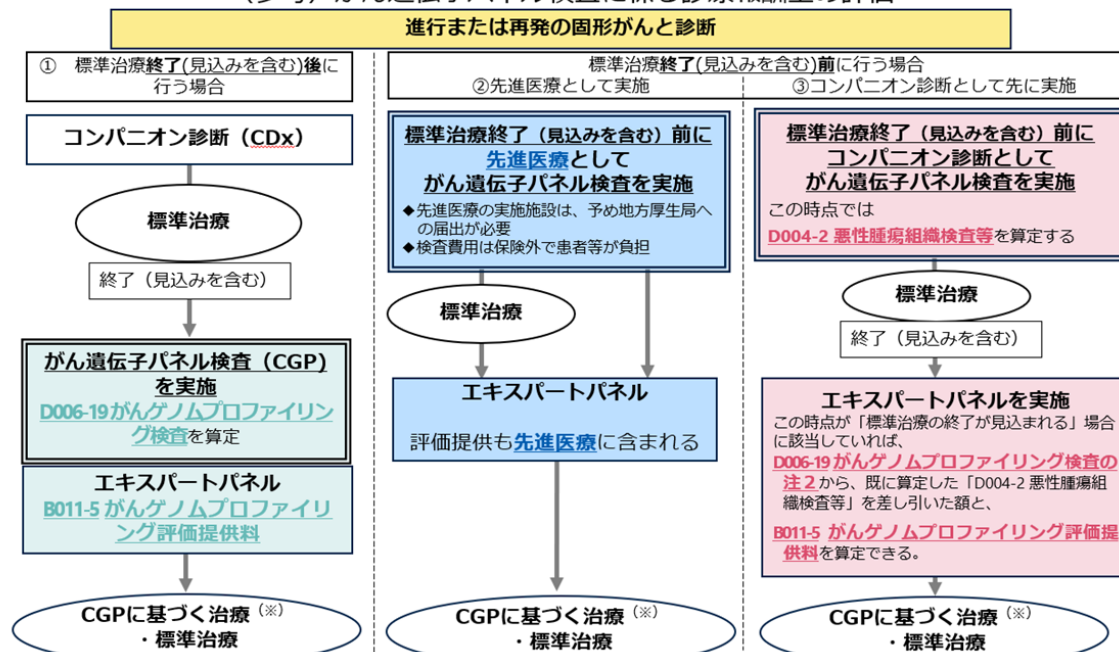
貴職におかれては、がんゲノム医療中核拠点病院等が進行又は再発した固形がん患者に対して標準治療終了（見込みを含む。）前に実施するがん遺伝子パネル検査について、保険診療上の枠組みや、保険外併用療養費制度を活用して実施できる体制の確保に積極的に取り組むよう、貴管下医療機関及び関係団体への周知をお願いする。

なお、本事務連絡に係る内容については、保険局医療課と協議済みであることを申し添える。

保険診療及び保険外診療併用療養費制度を用いて 標準治療終了(見込みを含む)前にがん遺伝子パネル検査を実施する場合

保険診療・先進医療を用いた、がん遺伝子パネル検査には以下の方法があります

(参考) がん遺伝子パネル検査に係る診療報酬上の評価



※ 既に保険適用されている標準治療に含まれる治療薬のほか、治験や患者申出療養等で用いられる保険適用外の治療薬等を含む。

がんゲノム医療中核拠点病院等に求められる要件

標準治療終了(見込みを含む)前に実施するがん遺伝子パネル検査について、保険診療上の枠組みや、保険外併用療養費制度を活用して実施できる体制を**確保すること**。



がんゲノム医療中核拠点病院



がんゲノム医療拠点病院
(都道府県拠点)

標準治療終了(見込みを含む)前に実施するがん遺伝子パネル検査について、保険診療上の枠組みや、保険外併用療養費制度を活用して実施できる体制を**確保することが望ましい**。



エキスパートパネル実施可能
がんゲノム医療連携病院



がんゲノム医療連携病院